

# 事業継続を支援します

## 大山町事業継続支援交付金

大山町事業継続支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に影響を受けている事業者の事業継続を支援するために、国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業者へ上限10万円で交付金を給付する制度です。

### ◆ 制度概要 ◆

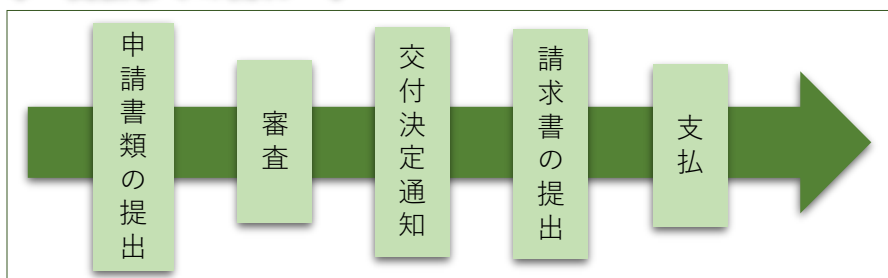
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・大山町内に事業所を有する中小企業者（法人・団体・個人事業主）</li><li>・町内に住所を有する個人事業主</li></ul> ※一次産業を営む個人事業主は対象外となります。 ※発電業、金融業、宗教、複合サービス事業等は対象外となります。 ※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者となります。
給付要件	○2020年3月から12月のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること（ <b>持続化給付金の対象ではないこと</b> ） ○2020年1月から申請の前月までに前年同月比20%以上減少した月がひと月もないこと ○給付後も事業を継続すること ※創業特例（2019年1月～2020年3月創業）、季節性収入特例（2019年3月～12月までの連続した3か月が年間売上の50%を超える場合）については、「持続化給付金」の特例に準じて算定したうえで、売上高が20%～50%未満減少した場合が対象となります。
給付額	1事業者10万円または上限額 【上限額の計算式】 (前年の総売上(事業収入)) - (減少率20%以上50%未満の月の売上 × 12か月)
申請期間	2020年5月25日（月）から2021年1月29日（金）まで

### ◆ 申請手続 ◆

申請書および別紙に以下の書類を添えて企画課または大山支所観光課・中山支所総合窓口室へ提出してください。**特例に該当する場合は、持続化給付金同様の追加添付書類が必要です。**

- ① 確定申告書類
  - ア 法人の場合
    - ・申請月の属する事業年度の前年事業年度の法人税確定申告書別表一控え（1枚）
    - ・法人事業概況説明書（2枚（両面））
  - イ 個人事業主
    - ・2019年分の所得税確定申告書第一表控え（1枚）
    - ・所得税青色申告決算書の控え（2枚）（白色申告の場合を除く）
- ② 2019年1月から申請月の前月までの月別の売上がわかるもの（売上台帳等）
- ③ 減少率算定表
- ④ 納税確認同意書
- ⑤ 債権者登録申請書(役場に口座登録がない事業者のみ)

### ◆ 支払までの流れ ◆



#### 【お問い合わせ】

ご不明の点や、この補助金については担当課迄お問い合わせください。

大山町役場企画課営業企画室  
☎ 0859-54-5202